

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : (株)大林組
- 2 工 事 件 名 : 京都御所紫宸殿廻り宜陽殿ほか本瓦葺屋根葺替その他整備第2回工事
- 3 随意契約理由 : 京都御所宜陽殿廻りの本瓦葺屋根は、経年による破損が著しいため全面的な屋根の葺替を行うと共に、木部塗装・漆喰壁塗替等の整備工事を2カ年計画で実施している。
本工事は前年度実施した第1回工事に引き続き施行される工事であり、一体の建造物の構築等を目的とする工事である。また前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。
よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、株式会社大林組と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 19 年 4 月 2 日
2	請 負 業 者 名	(株)大林組
3	請 負 業 者 の 住 所	大阪市中央区北浜東 4 番 3 3 号
4	工 事 件 名	京都御所紫宸殿廻り宜陽殿ほか本瓦葺屋根葺替その他整備第 2 回工 事
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑(京都御所内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	瓦屋根葺替その他
8	工 期(自)	平成 19 年 4 月 1 日
9	工 期(至)	平成 19 年 10 月 31 日
10	請 負 金 額	82,950,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 田中社寺(株)

2 工事件名 : 京都御所若宮姫宮御殿桧皮葺屋根葺替第2回工事

3 随意契約理由 : 京都御所若宮姫宮御殿は、経年による破損が著しいため、全面的な屋根の葺替工事を2カ年計画で実施している。
本工事は前年度実施した第1回工事に引き続き施行される工事であり、一体の建造物の構築等を目的とする工事である。また前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。
よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、田中社寺株式会社と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 19 年 4 月 2 日
2	請 負 業 者 名	田中社寺 (株)
3	請 負 業 者 の 住 所	岐阜県岐阜市加納東丸町 2 丁目 2 0
4	工 事 件 名	京都御所若宮姫宮御殿桧皮葺屋根葺替第 2 回工事
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑 (京都御所内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	桧皮葺屋根葺替
8	工 期 (自)	平成 19 年 4 月 1 日
9	工 期 (至)	平成 19 年 6 月 8 日
10	請 負 金 額	34,335,000 円

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : (株)佐桑工務店
- 2 工事件名 : 京都御所若宮姫宮御殿桧皮葺屋根葺替に伴うその他整備第3回工事
- 3 随意契約理由 : 京都御所若宮姫宮御殿は、経年による破損が著しいため、全面的な屋根の葺替工事を行うと共に木部、棟瓦、外壁等の整備工事を2カ年計画で実施している。
本工事は前年度実施した第1回工事及び第2回工事に引き続き施行される工事であり、一体の建造物の構築等を目的とする工事である。また前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。
よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、株式会社佐桑工務店と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 19 年 4 月 2 日
2	請 負 業 者 名	(株)佐桑工務店
3	請 負 業 者 の 住 所	京都市左京区高木町 3 9 番地の 4
4	工 事 件 名	京都御所若宮姫宮御殿桧皮葺屋根葺替に伴うその他整備第 3 回工事
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑 (京都御所内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	桧皮葺を除く建築一式
8	工 期 (自)	平成 19 年 4 月 1 日
9	工 期 (至)	平成 19 年 7 月 27 日
10	請 負 金 額	40,425,000 円

変更契約調書

第1回変更

1	契約年月日	平成19年 4月 2日
2	契約業者名	株式会社 佐桑工務店
3	契約業者の住所	京都市左京区下鴨高木町39番地の4
4	工事件名	京都御所若宮姫宮御殿桧皮葺屋根葺替に伴うその他整備第3回工事
5	工事場所	京都市上京区京都御苑(京都御所内)
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	桧皮葺を除く建築一式
8	工期(自)	平成19年 4月 1日
9	工期(至)	平成19年 7月27日
10	契約金額(税込)	40,425,000円
11	契約金額(税抜)	38,500,000円
12	変更契約年月日	平成19年 7月23日
13	変更後工期(至)	平成19年 7月27日
14	変更増減金額(税込)	4,042,500円
15	変更増減金額(税抜)	3,850,000円
16	変更後金額(税込)	44,467,500円
17	変更後金額(税抜)	42,350,000円
18	変更理由	工事の進捗に伴い、漆喰の塗替及び建具修繕、スギゴケ張替等を行う必要性が生じたため、今回変更するものである。

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : 松井建設(株)大阪支店

- 2 工 事 件 名 : 京都御所紫宸殿廻り月華門南側回廊ほか本瓦葺屋根葺替その他整備第2回工事

- 3 随意契約理由 :

京都御所月華門及び南側回廊の本瓦葺屋根は、経年による破損が著しいため全面的な屋根の葺替を行うと共に、木部塗装・漆喰壁塗替等の整備工事を2カ年計画で実施している。

本工事は前年度実施した第1回工事に引き続き施行される工事であり、一体の建造物の構築等を目的とする工事である。また前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、松井建設株式会社大阪支店と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契約年月日	平成 19 年 4 月 2 日
2	請負業者名	松井建設（株） 大阪支店
3	請負業者の住所	大阪市北区紅梅町 2 番 1 8 号（南森町共同ビル）
4	工 事 件 名	京都御所紫宸殿廻り月華門南側回廊ほか本瓦葺屋根葺替その他整備第 2 回工事
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑（京都御所内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	瓦屋根葺替その他
8	工 期（自）	平成 19 年 4 月 1 日
9	工 期（至）	平成 19 年 10 月 10 日
10	請 負 金 額	59,850,000 円

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : (株)松村泰山堂
- 2 工 事 件 名 : 京都御所ほか障壁画修理第2回工事
- 3 随意契約理由 :

京都御所各御殿の障壁画は、安政度造営時に（一部寛政度造営時のもの残存）著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いもので、その数は 1,750面を超える。これらの障壁画は、150年を超え、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。文化財的価値の非常に高い障壁画の修理は、慎重かつ入念に行う必要があり、経験豊富で高度な修復技術を持った信頼のおける業者に依頼することが望ましい。本工事は第3次3カ年計画の第2年度として前年度に実施した第1回工事に引き続き実施するもので、前工事は株式会社松村泰山堂が施行し、着実な成果を収めている。本工事を当該施工者に施行させた場合には、障壁画の現況及び修理の内容を熟知していることから、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、新たな業者と競争に付するよりも有利に契約できる。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号口により、株式会社松村泰山堂と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契約年月日	平成19年4月2日
2	請負業者名	(株)松村泰山堂
3	請負業者の住所	京都市北区小山西大野町51番地3
4	工事件名	京都御所ほか障壁画修理第2回工事
5	工事場所	京都市上京区京都御苑(京都御所内)
6	工事種別	内装工事
7	工事概要	障壁画修理
8	工期(自)	平成19年4月2日
9	工期(至)	平成20年3月31日
10	請負金額	17,692,500円